

令和3年2月25日

スマートフォン決済アプリの利用対象料金を拡大します ～保育所保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等も納付可能に～

保育所保育料等は現在、口座振替のほか、金融機関・コンビニエンスストアの窓口で納付いただいております。令和3年4月から、スマートフォンで支払いができる機能（スマートフォン決済アプリ）を利用して便利に納付いただけるよう、スマートフォンアプリ収納を開始します。

※市税及び水道料金等で導入しているスマートフォンアプリ収納と同様のサービスです。

記

1 スマートフォンアプリ収納開始日

令和3年4月1日（木）

2 内 容

（1）新たに開始する料金

- | | |
|--------------|-----------------|
| ①後期高齢者医療保険料 | ②介護保険料 |
| ③保育所保育料 | ④市立認定こども園利用者負担金 |
| ⑤市立幼稚園預かり保育料 | |

（2）使用可能アプリ

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| ①「LINE Pay」（LINE Pay 請求書支払い） | ②「Pay Pay」（Pay Pay 請求書払い） |
| ③「Pay B」 | ④「支払秘書」 |

（3）導入効果

- ①納付方法の増加により納付者の利便性が向上。
- ②納付書とスマートフォンがあれば、いつでもどこでも納付が可能。

3 利用方法

（1）必要なもの

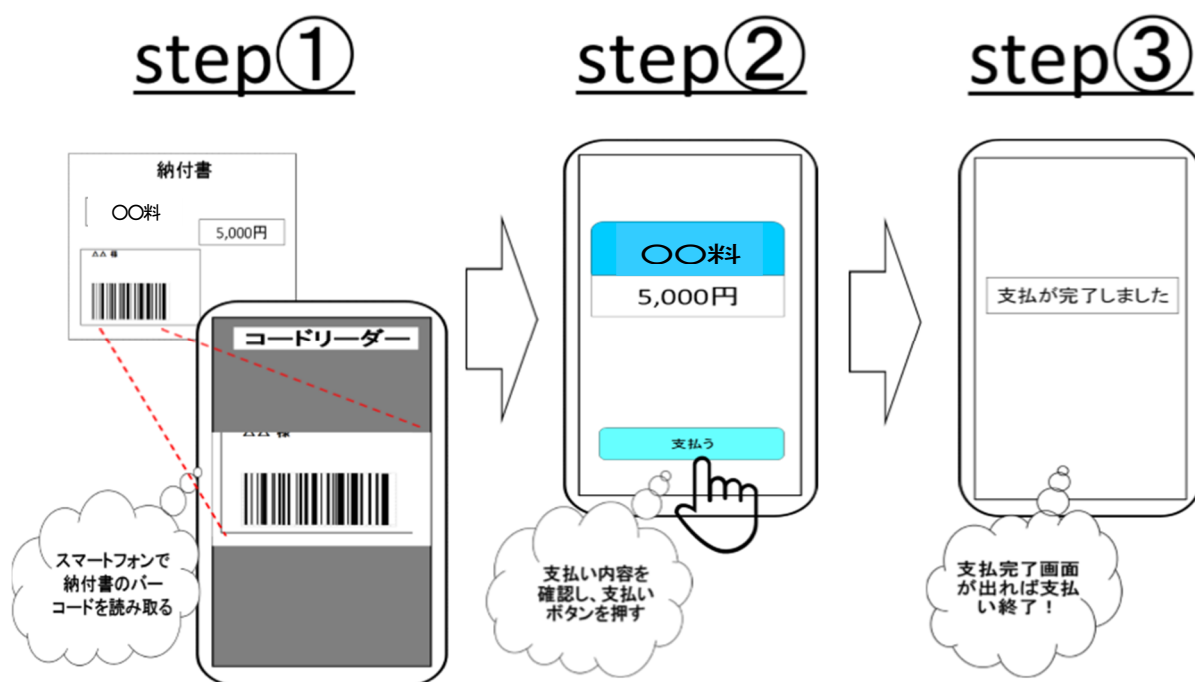
- ①納付書
- ②スマートフォン

※あらかじめ各アプリをダウンロードし必要事項を登録しておく必要があります。

（2）納付手順

- ① アプリを起動し、納付書に印字されたコンビニ収納用バーコードを読み取る。
- ② 支払い内容を確認し、支払いボタンを押す。
※アプリによってはパスワード入力が必要な場合があります。
- ③ 支払完了画面が出て支払い終了。

<イメージ図>



(3) 留意点

- ①領収書は発行されません。納付履歴は各アプリの利用明細等で確認してください。
- ②通信料は自己負担となります。
- ③次の納付書では、スマートフォンアプリによる納付はできません。
 - ・ 納期限を過ぎた納付書
 - ・ 汚れや破損によりバーコードが読み取れない納付書
 - ・ バーコードが印刷されていない納付書
 - ・ 金額を訂正した納付書
 - ・ 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書上記の場合は、金融機関窓口や市役所納付可能窓口で納付してください。

4 その他

先行して導入したキャッシュレス決済の利用状況（令和2年度1月末現在）

・ 市税等	6,828 件	約 0.66%
・ 水道料金及び下水道使用料	2,685 件	約 0.5%
・ 住民票、税証明等手数料	542 件	約 4.7%

担当（後期高齢者医療保険料）
国保年金課 高齢者医療係
課長 佐藤、係長 高橋
電話 024-525-3724（直通）

担当（介護保険料）
長寿福祉課 介護資格係
課長 高野、係長 佐久間
電話 024-525-6551（直通）

担当（保育所保育料など）
幼稚園・保育課 幼保認定係
課長 服部、係長 齋藤
電話 024-525-3750（直通）